



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

(取扱課室名) ページ

○ 規則	
* 43 和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則	(資源管理課) 1
○ 告示	
330 一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会) 2
○ 監査公表	
監査公表第13号	 2
○ 正誤	
令和5年12月1日付け和歌山県報第470号和歌山県告示第1359号中	 3

規 則

和歌山県規則第43号

和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和7年4月22日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 宮 崎 泉

和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則
和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（衛星船位測定送信機等の備付け命令） 第50条 略 <u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u> 第59条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条から第39条まで、第40条第1項若しくは第3項、第41条、第42条、第44条第1項、第45条第1項又は第46条の規定に違反したとき。 (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第45条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。 (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第44条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。 2 略 第60条 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第43条第1項の規定に違反したときは、当	（衛星船位測定送信機等の備付け命令） 第50条 略 第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条から第39条まで、第40条第1項若しくは第3項、第41条、第42条、第44条第1項、第45条第1項又は第46条の規定に違反した者 (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第45条第3項の規定により付けた条件に違反した者 (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第44条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反した者 2 略 第60条 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第43条第1項の規定に違反した者は、科料

該違反行為をした者は、科料に処する。

に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第59条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第330号

令和7年度和歌山県教育ネットワークシステム構築に係るクラウドサービス等調達業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月22日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和7年度和歌山県教育ネットワークシステム構築に係るクラウドサービス等調達業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

- 3 落札者を決定した日

令和7年3月26日

- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社サイバーリンクス

和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

- 5 落札金額

732,600,000円（うち消費税及び地方消費税の額66,600,000円）

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年2月14日

監 査 公 表

和歌山県監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和7年4月22日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

正 誤

正 誤

令和5年12月1日付け和歌山県報第470号和歌山県告示第1359号中

ページ	誤	正
15	和歌山県岩出市西野字若宮、釘貫、井ノ阪、門田	和歌山県岩出市西野字釘貫、井ノ阪、門田 高瀬字若宮